

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の平成5年5月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年5月から6年3月まで

私は、申立期間当時はA市のB大学に入学したばかりで、年金については母に任せており、母がC県D市のE銀行F支店から申立期間の国民年金保険料を納付していた。入金した領収書は10年以上も前のものなので持っていないが、母に確認したところ、母は確かに納付したと主張している。

申立期間は国民年金に加入した最初の1年間で、免除申請をしていなかった期間であり、母によく連絡して保険料を納付したかどうか事実確認をしていたので、間違いなく納付しているはずである。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、平成5年5月から6年3月までの11か月と比較的短期間である上、申立期間を除いて、国民年金の加入期間に国民年金保険料の未納期間は無い。

また、申立人の申請免除期間の保険料は、全てが複数回に分けて追納されているところ、申立人の母親によれば、当該免除期間の追納は、当初の数回を母親がE銀行F支店から納付し、その後は全て申立人が納付したとすることから、申立人及び母親の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、「当時は大学生でA市に住んでいた。当時の国民年金保険料は、私が納付書をD市の実家へ送り、母親がE銀行F支店で納付していた。」と述べている。このことに関し、A市役所に照会したところ、E銀行F支店は収納代理金融機関

となっているため、A市発行の納付書で国民年金保険料の納付が可能であるとしており、現に申立期間直後の平成6年4月から同年9月までの6か月分は、7年4月28日に現年度納付されていることが確認できる上、母親も「平成6年4月から同年9月までの国民年金保険料を私が7年に納付したのを覚えている。」旨述べている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける標準賞与額に係る記録を平成15年6月16日は7万円、同年12月15日は14万7,000円、16年6月15日は27万7,000円、同年12月15日は23万5,000円、17年6月15日は26万9,000円、同年12月15日は31万2,000円及び18年6月15日は17万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月16日
② 平成15年12月15日
③ 平成16年6月15日
④ 平成16年12月15日
⑤ 平成17年6月15日
⑥ 平成17年12月15日
⑦ 平成18年6月15日

株式会社Aから支給された賞与が年金記録に反映されていないことが分かったので、各申立期間に係る賞与を年金記録に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑦までの申立人に係る標準賞与額の記録について、申立人の口座取引履歴等により、申立人は、平成15年6月16日は7万円、同年12月15日は14万7,000円、16年6月15日は27万7,000円、同年12月15日は23万5,000円、17年6月15日は26万9,000円、同年12月15日は31万2,000円及び18年6月15日は17万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主によりそれぞれの賞与から控除されていた

ことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aは既に解散しており、元代表取締役等に照会しても回答が無く、破産管財人も確認できる資料は無い旨回答しているが、申立期間当時、同社において経理部門を担当していた元取締役は、「申立期間における夏、冬の賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所（当時）には賞与に係る届出をしておらず、賞与から控除した厚生年金保険料も納付していなかった。」と述べていることから、社会保険事務所は、申立人の主張する申立期間①から⑦までに係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける標準賞与額に係る記録を平成15年6月16日は42万3,000円、同年12月15日は35万8,000円、16年6月15日は56万5,000円、同年12月15日は40万1,000円、17年6月15日は43万8,000円、同年12月15日及び18年6月15日は55万6,000円、同年12月15日は45万6,000円、19年6月15日は46万5,000円並びに同年12月17日は55万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月16日
② 平成15年12月15日
③ 平成16年6月15日
④ 平成16年12月15日
⑤ 平成17年6月15日
⑥ 平成17年12月15日
⑦ 平成18年6月15日
⑧ 平成18年12月15日
⑨ 平成19年6月15日
⑩ 平成19年12月17日

株式会社Aから支給された賞与が年金記録に反映されていないことが分かったので、各申立期間に係る賞与を年金記録に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑩までの申立人に係る標準賞与額の記録について、申立

人の口座取引履歴等により、申立人は、平成 15 年 6 月 16 日は 42 万 3,000 円、同年 12 月 15 日は 35 万 8,000 円、16 年 6 月 15 日は 56 万 5,000 円、同年 12 月 15 日は 40 万 1,000 円、17 年 6 月 15 日は 43 万 8,000 円、同年 12 月 15 日及び 18 年 6 月 15 日は 55 万 6,000 円、同年 12 月 15 日は 45 万 6,000 円、19 年 6 月 15 日は 46 万 5,000 円並びに同年 12 月 17 日は 55 万 4,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主によりそれぞれの賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社 A は既に解散しており、元代表取締役等に照会しても回答が無く、破産管財人も確認できる資料は無い旨回答しているが、申立期間当時、同社において経理部門を担当していた元取締役は、「申立期間における夏、冬の賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所（当時）には賞与に係る届出をしておらず、賞与から控除した厚生年金保険料も納付していなかった。」と述べていることから、社会保険事務所は、申立人の主張する申立期間①から⑩までに係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける標準賞与額に係る記録を平成15年6月16日は29万5,000円、同年12月15日は20万4,000円、16年6月15日は32万4,000円、同年12月15日は22万7,000円、17年6月15日は30万3,000円、同年12月15日は34万円、18年6月15日は23万9,000円、同年12月15日は24万円、19年6月15日は30万8,000円及び同年12月17日は24万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月16日
② 平成15年12月15日
③ 平成16年6月15日
④ 平成16年12月15日
⑤ 平成17年6月15日
⑥ 平成17年12月15日
⑦ 平成18年6月15日
⑧ 平成18年12月15日
⑨ 平成19年6月15日
⑩ 平成19年12月17日

株式会社Aから支給された賞与が年金記録に反映されていないことが分かったので、各申立期間に係る賞与を年金記録に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑩までの申立人に係る標準賞与額の記録について、申立人の口座取引履歴等により、申立人は、平成15年6月16日は29万

5,000 円、同年 12 月 15 日は 20 万 4,000 円、16 年 6 月 15 日は 32 万 4,000 円、同年 12 月 15 日は 22 万 7,000 円、17 年 6 月 15 日は 30 万 3,000 円、同年 12 月 15 日は 34 万円、18 年 6 月 15 日は 23 万 9,000 円、同年 12 月 15 日は 24 万円、19 年 6 月 15 日は 30 万 8,000 円及び同年 12 月 17 日は 24 万 6,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主によりそれぞれの賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社 A は既に解散しており、元代表取締役等に照会しても回答が無く、破産管財人も確認できる資料は無い旨回答しているが、申立期間当時、同社において経理部門を担当していた元取締役は、「申立期間における夏、冬の賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所（当時）には賞与に係る届出をしておらず、賞与から控除した厚生年金保険料も納付していなかった。」と述べていることから、社会保険事務所は、申立人の主張する申立期間①から⑩までに係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和39年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年5月21日から同年8月1日まで

私は、昭和38年3月にB株式会社に入社して以来、平成16年5月まで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びC健康保険組合の回答から判断すると、申立人は、B株式会社に継続して勤務し（昭和39年5月21日にB株式会社からA株式会社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和39年8月のオンライン記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A株式会社は、昭和39年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては適用事業所としての記録が無い。しかし、商業登記簿謄本により、当該事業所は、同年5月21日に法人として会社設立していること、及び雇用保険における事業所設置も同年5月21日となっていることが確認できるところ、申立人及び複数の同僚は、同事業所設立当時の従業員は30人ぐらいであったとしており、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者台帳により、

適用事業所となった同年8月1日における被保険者資格取得者が31人であったことなどから判断すると、同事業所は、申立期間において、厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A株式会社を引き継いでいるD株式会社は不明としているが、申立期間においてA株式会社は適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）における資格取得日に係る記録を昭和41年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月1日から同年6月1日まで

私は、昭和39年4月に株式会社Cに入社し、41年5月にA株式会社に出向となり、平成10年3月まで勤務したが、年金記録では、出向直後の申立期間が厚生年金保険に未加入となっている。

申立期間は、株式会社Cに引き続きA株式会社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和41年5月1日に株式会社CからA株式会社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における事業所別被保険者名簿の昭和41年6月の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社Bは不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年4月から39年3月まで
40年以上前のことなので思い出す部分だけを申し立てるが、当時、近所の商店の人が世話人として国民年金保険料の集金に来ていたことを思い出した。国民年金保険料納付票もあることから、きちんと納付していた。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によると、申立人は、昭和35年10月1日に新規に国民年金被保険者資格を取得し、44年11月1日に喪失、その後46年4月1日に再取得、52年4月1日に喪失しているが、そのうち国民年金保険料の納付義務がある全期間（175か月）において保険料が未納とされている。

また、申立人が提出した国民年金保険料納付票については、当委員会の先例によれば、昭和38年当時を含めA市内の納付組合において統一的に使用されていたことが確認できるが、同納付票では、国民年金保険料を領収した場合には、該当月欄にその金額及び日付の記載とともに、領収印が押されており、このような処理が通例であったものと推認される。申立人の提出した納付票には「100」の記載はあるものの、領収日の日付や領収印は確認できないことから、申立人の提出した納付票のみをもって申立期間の保険料を納付済みと判断することは困難である。

さらに、申立人は、当時、近所の商店の人が世話人として集金に来ていたと述べているところ、その商店の人について、申立人は店名又は氏名等を覚えておらず、特定することができないこと、及びA市においても、納

付組合に関する資料は保存期限経過により保管されていないため、団体名、存続期間、連絡先等は不明であるとしていることから、保険料の納付状況を確認することはできない。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月から 58 年 3 月まで
役場から届いた納付書で、妻か義父が私たち夫婦の国民年金保険料を A 銀行 B 支店で納付してくれたと聞いている。
しかし、年金記録によれば申立期間の国民年金保険料は未納となっているので、納付済みの期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、その妻か義父が申立人夫婦の国民年金保険料を納付していたとしているところ、申立人夫婦に係る C 町（現在は、D 市）の国民年金被保険者名簿によれば、申立期間直前の昭和 55 年 10 月から 56 年 3 月までの期間に係る夫婦の保険料の納付日が一致している上、申立期間の保険料は夫婦共に未納となっている。

また、申立人夫婦及び義父母に係る国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳によれば、昭和 51 年 4 月から申立人夫婦が婚姻した 55 年 9 月までの期間のうち、国民年金保険料の納付日が確認できる期間については、いずれも申立人の妻と義父母の納付日は一致している上、婚姻後の同年 10 月から 56 年 3 月までの 6 か月間は、申立人夫婦の納付日と義父の納付日は一致しており（義母の納付日は不明）、申立期間直前までは申立人夫婦及び義父母の保険料は一緒に納付されていたものと考えられる。

一方、申立期間より前の期間は、国民年金保険料の納付日が確認できる範囲では、申立人の妻及び義父母の保険料はおおむね現年度に納付されていたことが確認できるものの、申立期間以後の保険料については、義父は過年度納付、義母は昭和 56 年度が過年度納付並びに 57 年度及び 58 年度が未納となっており、申立期間以後の納付状況に変化がみられることから、

同居の家族全員が一緒に納付していたとは考え難い。

さらに、オンライン記録を確認したが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から58年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から58年8月まで
役場から届いた納付書で、私か父が私たち夫婦の国民年金保険料をA銀行B支店で納付したはずである。

しかし、年金記録によれば申立期間の国民年金保険料は未納となっているので、納付済みの期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、申立人かその父親が申立人夫婦の国民年金保険料を納付していたとしているところ、申立人夫婦に係るC町（現在は、D市）の国民年金被保険者名簿によれば、申立期間直前の昭和55年10月から56年3月までの期間に係る夫婦の保険料の納付日が一致している上、申立期間のうち同年4月から58年3月までの期間の保険料は夫婦共に未納となっている。

また、申立人夫婦及びその父母に係る国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳によれば、昭和51年4月から申立人夫婦が婚姻した55年9月までの期間のうち、国民年金保険料の納付日が確認できる期間については、いずれも申立人とその父母の納付日は一致している上、婚姻後の同年10月から56年3月までの6か月間は、申立人夫婦の納付日と父親の納付日は一致しており（母親の納付日は不明）、申立期間直前までは申立人夫婦及び父母の保険料は一緒に納付されていたものと考えられる。

一方、申立期間より前の期間は、国民年金保険料の納付日が確認できる範囲では、申立人及び父母の保険料はおおむね現年度に納付されていたことが確認できるものの、申立期間以後については、父親は過年度納付、母親は昭和56年度の保険料が過年度納付並びに57年度及び58年度が未納

となっており、申立期間以後の納付状況に変化がみられ、同居の家族全員が一緒に納付していたとは考え難いことから、夫が納付済みとなっている昭和 58 年 4 月から同年 8 月までの期間についても、申立人の保険料が納付されていたとまでは言えない。

さらに、オンライン記録を確認したが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。